

◎新潟県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消し等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年12月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資 金 管 理 団 体 の 名 称	資金管理団体で なくなった年月日
赤川幸子	赤川こうこ後援会	R01.08.20
板垣千代子	板垣ちよ子後援会	R01.08.20
志田邦男	志田邦男後援会	R01.08.20
矢野学	地域政策研究会	H31.04.16
中原八一	中原八一政経研究会	R01.07.31
中野洸	中野洸後援会	R01.05.30
廣野甲	広野まさる後援会	R01.11.19
樽沢諭	ぶなざわさとし後援会	R01.08.20
山田洋子	山田洋子の会	R01.05.28
渡辺廣吉	渡辺ひろきち後援会	R01.10.31